住居表示を変更

矢賀新町、東蟹屋町など

市では、11月1日から矢賀新町や東蟹屋町などの住居表示をつぎのとおり実施します。新しい住居表示は○○町（○丁目）○番○号となります。

変更後の町名	従前の町名
矢賀新町一丁目	矢賀新町一丁目の一部　矢賀新町二丁目の一部　矢賀新町三丁目の一部
矢賀新町二丁目	矢賀町の一部
矢賀新町三丁目	矢賀町の一部
矢賀新町四丁目	矢賀新町四丁目の一部　矢賀新町五丁目の一部
矢賀新町五丁目	矢賀新町六丁目の一部　矢賀新町七丁目　矢賀町の一部
東駅町	愛宕町の一部　東蟹屋町の一部　曙町二丁目の一部　曙町三丁目の一部　曙町四丁目の一部　曙町五丁目の一部　曙町六丁目　矢賀新町一丁目の一部　矢賀新町二丁目の一部　矢賀新町三丁目の一部　矢賀新町四丁目の一部　矢賀新町五丁目の一部　矢賀新町六丁目の一部　矢賀町の一部　大洲町
東山町	矢賀町の一部　尾長町の一部
東蟹屋町	曙町一丁目の一部　東蟹屋町の一部

健康で幸せに

被爆者健診

▪出張健診／◇11月1・2日＝中山集会所◇6・7・8・9日＝段原小◇10・13・14日＝比治山会館◇15・16・17日＝仁保小。

▪原爆センター健診／◇11月1・2・6・7・8日＝基町学区◇9・10・13・14・15・16日＝竹屋学区。

▪日曜健診／11月5・19日。午前9時から午後3時15分まで原爆センターで行ないます。

インフルエンザ予防接種

▪巡回接種（沼田・安佐・可部・祇園町）

沼田町／◇戸山連絡所＝11月6日と13日◇沼田支所＝10日と17日。いずれも午後1時半から同2時半まで。

安佐町／いずみ園＝8日と15日◇飯室小＝10日と17日◇鈴張保育園＝13日と20日。いずれも午後1時半から同2時半まで。◇日浦小＝14日と21日（午後1時半から同2時まで）◇日浦西小＝14日と21日（午後2時半から同3時まで）

可部町／◇可部南小＝9日と16日（午後1時半から同3時まで）

祇園町／◇祇園小＝7日と14日◇長束小＝8日と15日◇原小＝9日と16日◇山本小＝10日と17日。いずれも午後1時半から同3時まで▪70歳以上の人は無料で接種します。希望される人は、老人福祉手帳をもって医療機関でお受けください。

飲料水などの水質検査をします

衛生試験所では、新らしく合併した沼田・安佐・可部・祇園各町の人のために水質検査をしています。

申込み方法／試験水を1升ビンにつめて、毎週火曜日の午前9時までに、各支所へお持ちください。

料金／1件につき900円。

検査には2週間かかりますので、お急ぎになる人は直接同試験所（冨士見町11―27東保健所構内☎41―1151）へ申し込んでください

狂犬病予防注射（可部町）

▪11月1日◇午前＝根の谷神田前　大汐バス停　大林農協　南原公民館　亀北公会堂　滑の上作業場　姫瀬会館　中河内西川前　大野久保前　今井田会館◇午後＝上町屋公民館　桐原公民館　三入農協　綾西支所　行森河野前　行森作業場　勝木集会場　柳瀬作業場　河戸農協倉庫前。

▪2日◇午前＝大年神社（虹山団地入口）中島会館　可部支所◇品窮寺　上原養蚕場。

国民健康保険の加入・脱退の届け出は14日以内に

職場の健康保険（職場保険）へ加入して、国保の資格がなくなったり、職場保険を脱退して、国保の資格を得たりした人は、14日以内に異動届けを出してください。

とくに、職場保険に加入すると、たとえ国保の保険料を納めていても、国保はきかなくなります。このきかない保険証で使った医療費は、職場保険でも国保でも支払ってくれませんので、自分で負担しなければなりません

脱退届けを出していただかないと、このようなまちがいが起こり、不利益を受ける原因となりますので、必ず出してください。

市外電話番号のおたずねは直通で

全国50都市（都道府県庁所在都市と川崎、堺、北九州市）への電話番号のお問い合わせは「問い合わせ先の市外局番」＋104をダイヤルすれば、直通で聞けます。広島局内から可部局内へのお問い合わせは「08266」＋104で、可部局内から広島局内へのお問い合わせは「0822」＋104で聞けます。

ご結婚の祝電は早めに

配達予約電報（結婚の祝電）は、午前8時から午後8時までのあいだで、配達時間を指定することができます。この予約は10日前から115番で受け付けています。

会と催し

勤労者一日研修

中小企業の明るい職場づくりのために、研修会を開きます。

とき／11月22日（水）午前10時から午後4時まで。

ところ／中央公民館（基町5―94）

内容／やる気をおこさせるための仕事の与えかたと設計。

講師／正戸茂氏（広島工大教授）

パネラー（パネル討議）／正戸教授、事業場の管理者、職場リーダー、一般従業員。

受講料／無料。

応募資格／市内の事業場（会社、工場、商店、事業場）に勤務する人。

申込み方法／11月8日までに、往復ハガキに住所、氏名、年齢、勤務先を記入して、中央公民館（〒730基町5―94）へ申し込むこと。

受付け人員／60名（定員をこえれば抽選）

くわしいことは、中央公民館（☎21―5943）へお問い合わせください。

年末調整説明会

▪東税務署管内／11月20日から24日まで。

▪南税務署管内／27日と28日。

▪西税務署管内／12月4日から8日まで。

場所は、午前の部（9時半から）午後の部（1時半から）とも市役所3階講堂で。

▪可部税務署管内◇官公庁関係＝11月24日（午後1時半から）可部税務署で◇祇園町関係＝29日（午後1時半から）祇園公民館で◇沼田・安佐町関係＝30日（午後1時半から）安古市町公民館で◇可部町関係＝12月1日（午前10時から）広島信用金庫可部支店で◇安佐町関係＝12月1日（午後1時半から）広島信用金庫可部支店で。

くわしいことは、各税務署か市役所市民税課（☎45―2111内線262）へお問い合わせください。

児童・生徒の発明くふう展

とき／11月11日（土）から14日（火）まで

ところ／平和記念館2階大ホール。

展示内容／市内の小・中・高校の児童・生徒の創作したくふう作品。

愛犬交換会

犬がいらなくなった人、犬がほしい人はおいでください。

とき／11月12日（日）午後1時から同4時まで。雨天でも行ないます。

ところ／東保健所構内（冨士見町11―27）

当日は登録、狂犬病予防注射、飼育相談なども行ないます。

くわしいことは、飼犬管理事務所（☎43―6058）へお問い合わせください。

広島市政と市民

納期をお忘れなく
固定資産税
都市計画税　第4期
（納付期限　11月30日）

11月1日号　No 427

水質を保全するために

下水道条例を全面改正

市では、現在、昭和50年度末までに完成する予定の第1期下水道築造事業計画に沿って下水道の整備を急いでいますが、下水道法の改正により、このたび、広島市下水道条例を全面改正しました。これは、下水道の管理や使用を適切に行ない、河川の水質汚濁を防止し、市民のみなさんの生活環境を守るために行なったものです。

ここでは、この新下水道条例のおもな内容をご紹介しましょう。

▪下水道を公共下水道、小規模下水道、簡易下水道に区分し、それぞれの実態に応じた管理をすることにしました。

◇公共下水道（第1期下水道築造事業計画にもとづいて設置した下水道）に汚水を流す場合には、排水設備（排水管など）を備えなければなりません。そして、排水設備の新設などの工事は、市の確認・検査を受け、市の指定業者が行なわなければなりません。また、有毒物質などを含んだ汚水を流す場合は、その物質を取りのぞく設備を備えなければなりません。

◇小規模下水道（東浄団地、鈴が台団地、虹山団地の下水道）は、公共下水道と同じような構造をもっていますので、公共下水道と同じ取り扱いをします。

◇簡易下水道（公共下水道、小規模下水道以外の下水道）では、排水設備を下水管に接続する場合にだけ届け出ればよいことになっていますが、有毒物質などを含んだ汚水を流す場合は、その物質をとりのぞく設備を備えなければなりません。

▪下水道使用料を改正しました。

使用料は、これまで、水道料に比例して徴収していましたが、このたび、これを改め、下水の排水量によって決める従量制に変えました。この使用料は、12月1日以後の料金から適用します。ただし、土木工事などによる汚水の排出は11月1日から適用します。使用料は、つぎの表のとおりです。

排出量／種別	処理区分	基本料金	超過料金（1立方㍍当たり）		
		10立方㍍まで	10立方㍍をこえて15立方㍍まで	15立方㍍をこえて20立方㍍まで	20立方㍍をこえるもの
一般家庭汚水	処理区内	74円	12円	18円	20円
	処理区外	30円	5円	7円	8円
営業汚水	処理区内	74円	12円	18円	23円
	処理区外	30円	5円	7円	9円

注）公衆浴場、プール、土木工事などの排水の下水使用料は別に定めています。新料金で計算すると、平均排出量が17立方㍍になる一般家庭の使用料は、処理区内では170円で、現行料金と同じですが、処理区外では69円になり、現行料金127円の半額近くになります。

下水道事業を強力に推進

市では、第1期下水道築造事業をさらに促進し、江波下水処理場を拡充するとともに、昭和50年度までに、大州と旭町に処理場を建設し、処理区域を大幅に拡充してゆきます。

いっぽう、昭和65年をめざして県が行なう太田川・瀬野川流域下水道整備計画の幹線下水道と並行して、市では、昭和60年をめざして関連公共下水道を建設する予定です。

周辺地区の下水道は、公共下水道が完備されるまでの応急対策として、下水管布設と排水路の改良を進めてゆきます。

これらの諸計画が完成すれば、市内の下水道は整備され、汚水が処理されますので、河川や海の汚れは、解消されることになります

市では、広島市の下水道事業に、市民のみなさんのより一層のご理解とご協力をいただき、住みよい町づくりをしたいと考えております。

募集

競輪臨時従業員

職種／清掃員と窓口係。

募集人員／①清掃員＝25名②窓口係＝24名。

応募資格／①清掃員＝満60歳未満の健康な女性②窓口係＝満45歳前後までの健康な女性。

給与／基本給（清掃員＝1,200円、窓口係＝920円）のほか、皆勤手当、繁忙手当、通勤手当、特別手当（12月競輪のときは基本給の18日分、正月競輪のときは基本給の12日分）が支給される。

勤務日数／1開催（1か月）当たり6日間。

勤務時間／①清掃員＝午前9時から午後6時まで②窓口係＝（発売）午前10時半から午後5時まで（払戻し）午前11時から午後5時半まで。

面接日時と場所／土・日曜・祭日をのぞく毎日午前9時から午後4時まで、競輪事務局（宇品海岸三丁目6番）で行ないます。

くわしいことは、同事務局（☎54―5445）へお問い合わせください。

市役所現業員

職務内容／シ尿、ゴミの収集、下水管の清掃作業など。

資格／昭和8年4月2日から同30年4月1日までに生まれ、心身ともに健全な人。

試験日と試験方法／11月17日（金）に面接と身体検査を行なう。

申込み期限／11月8日（水）

このほか、申込み手続きなど、くわしいことは、市役所人事課（☎45―2111内線491・723）へおたずねください。

広島少年合唱隊員

▪募集人員／◇小学校2年生男子＝約50名◇同3年生男子＝若干名◇同4年生男子＝若干名▪応募資格／小学校2・3・4年生の健康で合唱の好きな男子。そして、週2回（木・土曜日）の練習日に休まないで出席し、6学年まで続けられる人▪申込み方法／11月8日までに、袋町小学校（〒730袋町6―36）内伊藤敏あてに申し込むこと。募集要項は、袋町小学校（☎47―9241）にあります。また、市内の各小学校にも配布しています。

北方領土復帰促進のつどい

▪とき／11月7日（火）午後1時から同5時まで。

▪ところ／中国新聞社7階大ホール。

講演、映画、うたと踊りなどの催しがあります。おさそい合わせのうえご来場ください。入場は無料です。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年11月1日

広島市政と市民

わたくしたちの手で文化財をたいせつに守りましょう

特集号 No 428

見なおそう郷土の文化財

楽しみながら

ふるさとのむかしをたずねよう

青く澄みきった空、新鮮な空気、いっぽうでは、「読書の秋」とか深まりゆく秋を満喫しながら、遠木々の紅葉――都市で生活している「もの思う秋」といわれるように いむかしのふるさとを尋ね、わた る人々は、ひとときのやすらぎを静かにものごとを考えたり、観賞 くしたちの祖先が残してくれた、求めて、みんな郊外へ足を向けたしたりするのにも適した季節とい 郷土の文化財を見なおしてみてはくなります。えます。いかがでしょうか。

ハイキングやピクニックに、サイおりしも、十一月三日は「文化の ここでは、市内にある文化財のうクリングに、ドライブや旅行に、日」、そして、十一月一日から七 ち、そのおもなものを紹介してみ秋はこれらにもっとも適した季節日までは「文化財保護強調週間」 ましょう。です。になっています。

木造仁王立像・吽形（不動院）

昭和38年4月27日　県重要文化財指定

この仁王像は、不動院楼門の左右に安置され、阿形（あぎょう）・吽形（うんぎょう）の2軀がある。像高は、左右とも2.80㍍で、ヒノキ材の寄木造り玉眼入りである。両像とも永仁2年（1294）の作であることが知られている。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和47年11月4日

郷土の文化財

① 不動院

不動院は、大芝水門に近い牛田新町にあり、境内には市内唯一の国宝である金堂をはじめ、重要文化財に指定されている楼門、鐘楼が配置され、その建築技術の粋をあつめた偉容を仰ぎ見ることができる。

不動院は旧名安国寺といい、足利尊氏が国ごとに建立した安芸の安国寺である。安国寺恵瓊（えけい）は天正年間にこの寺の住職となったが、毛利輝元や豊臣秀吉の信任が厚く、寺運の興隆に力があったといわれている。金堂、楼門鐘楼とも、この恵瓊が関連したのではないかといわれている。

金堂（こんどう）（国宝）

この建物は、大内義隆の建立した周防山口の一堂を恵瓊が移し、仏殿としたと伝

桁（けた）**行三**（はり）**間四間一重もこしもぎ**（いりもやづくり）**こけら葺**（ぶき）、唐様の仏殿としては現存最大の遺構。

天井には天女と竜が描かれ、須弥壇（しゅみだん）上には薬師如来が安置されている。

鐘楼（しょうろう）（重要文化財）

木造薬師如来坐像

鐘楼は入母屋造り、こけら葺、桁行三間、梁間二間、白壁塗りの袴腰（はかまこし）付きである。

この建物は、不動院の建物のなかでもっとも古いことが知られている。

楼門（ろうもん）（重要文化財）

この楼門は、三間一戸、二重門入母屋造りで、金堂や鐘楼のこけら葺と異なり、本瓦葺である。

この建物は、恵瓊が朝鮮に良材を求めて建立したものといわれ、文禄三年（一五九四）あるいは、その後に建立されたものと考えられている。

木造薬師如来坐像（もくぞうやくしにょらいざぞう）（重要文化財）

木彫寄木造り、漆ばくで像高約一・六㍍。製作年代は明らかでないが、藤原時代のものと推定される。

多宝塔

② 三滝寺

三滝寺は、太田川放水路の西、三滝町の静かな山あいにあり、春のサクラ、秋のモミジを観賞するには絶好の場所にあり、古くから多くの人に知られている。

多宝塔（たほうとう）（県重要文化財）

この建物は、和様唐様折衷（わようからようせっちゅう）で、彫刻や装飾も美しく、内部に壁画も描かれている。大永六年（一五二六）の創建と伝えられ、室町期の塔建築の様式を伝えている。

木造阿弥陀如来坐像（もくぞうあみだにょらいざぞう）（重要文化財）

木彫寄木造り、漆ばくで、像高約八十七センチ㍍。藤原時代に寄進されたものである。

③ 縮景園

縮景園は、上織町の県立図書館の北東に隣接しており、ここを訪ずれて憩う人も多い。

縮景園は、藩主浅野氏が入国した翌年（一六二〇年）別邸の庭として造られ、昭和十五年に浅野家から広島県に寄付されたものである。

この庭園は中国の西湖の景に模して造られたと伝えられ、回遊式庭園と呼ばれるものである。

④ 広島城跡（史跡）

広島城は鯉城、在間城などとも呼ばれ、天正十九年（一五九一）毛利輝元が築城して以来、明治維新を迎えるまで、政治・経済・文化の中心的役割を果たしていた。

現在の天守閣は、昭和三十三年に復元されたもので、なかには約千五百点の展示品が置かれ、郷土館として多くの人に親しまれている。

城内は東西千二十八㍍、南北千百十㍍の広さをもち、城郭の構造は内濠、中濠、外濠に囲まれた輪郭式となっている。また、天守閣は、桃山時代初期の典型的な建築様式を受けついだもので、飛檐（ひえん）五層の威容は築城当時の姿をそのまま再現している。

城下町として発展した広島市には、当時のなごりを示す地名が多く残っている。

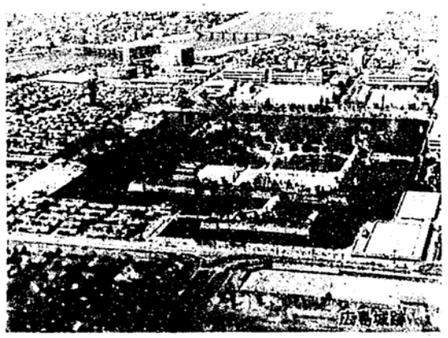
広島城跡

⑤ 銀山城跡（県史跡）

祇園町の北西、安佐郡安古市町と接するあたりに武田山がある。この山の頂上付近一帯が銀山城跡である。武田山は標高四百十一㍍の山で、北は可部、南は瀬戸の島々が眺望でき、家族づれで楽しめる手近かなハイキングコースとしても親しまれている。

銀山城は鎌倉時代末期に武田信宗によって築かれたといわれている。城は安芸守護として一国を支配した武田氏が本拠を置いていたが、天文十年（一五四一）に周防大内氏の命を受けた毛利元就（もとなり）らのため落城し、約二百四十年続いた武田氏は滅亡した。

全国的に、十六世紀末から十七世紀にかけて、軍事中心の山城は平地にくだり、平野の中心に平城（ひらじろ）が建設されるようになったが、毛利氏が広島城を築くまでの五十年近くをこの銀山城に居を構えたといわれ、銀山城と広島城の関係は、このことを語っているといえる。

銀山城跡は武田山の標高二百五十㍍以上が県史跡として指定されているが、全国的に見ても高所にある山城として有名である。

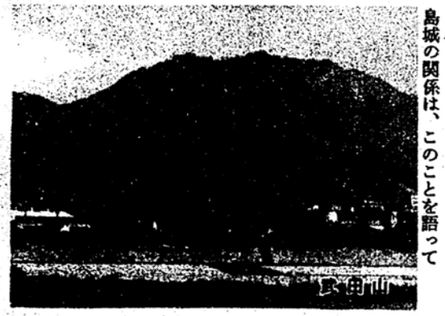
武田山

⑥ 蓮華松（県天然記念物）

祇園町長東の蓮光寺境内にある松で、樹齢三百六十年くらいといわれている。寛永七年（一六三〇）に寺町から長東の地に移ったときの記念樹として植えられたもので、現在では目通り幹囲三・二㍍、樹高九㍍、四方に展開する枝は十二本で、東西二十六㍍、南北二十五㍍にもなっている。

近江（現在の滋賀県）の名「松唐崎の松」もはだしでにげるといわれ「はだしの唐崎松」とも称されている。

蓮華松

⑦ 阿刀神楽（県無形文化財）

この神楽は、毎年十月中旬に、沼田町阿刀神社の阿刀明神秋祭りの前夜に、阿刀神楽団によって神社境内で行なわれている。

由来は、約百七十年前、宇高宗助という人が周防から来てこの地に定着し、この地の人々と合議して、従来の神楽の手に柔術の型をいれて現在の神楽をはじめたと伝承されている。この神楽は、中国地方一帯に伝承される出雲流神楽の一つであるが、石見神楽矢上派を伝えるものである。

⑧ 関が城跡

安佐町飯室から国道二六一号線を山県郡千代田町方面へしばらく進むと道路の両側に山の迫ったところがある。左側からは海見山がけわしく迫っており、右側に関が城跡がある。

いまから四百余年前に、周防の大内氏の命を受けた岩国の庄横山の城主、横山右馬之助が築城したものであるが、わずか十五年後に毛利氏らのために落城した。しかし、横山右馬之助が大内氏から受けた辞令の写しや彼が乗った馬の鞍（くら）、古文書などが保存されている。

関が城跡

⑨ 熊谷氏の遺跡（県史跡）

国道五四号線を北上して可部町に近づくと、前方に標高三百三十九㍍と高くはないが、根の谷川に急傾斜で迫る円すい形の山が見える。これが天正十九年（一五九一）に毛利輝元に従って広島に移るまで約三百年余り戦乱の中を耐えた熊谷氏の本拠（高松城）があった高松山である。

このほか、熊谷氏の屋敷があった土居屋敷跡、菩提（ぼだい）所観音寺跡、高松城築城以前の伊勢が坪城跡などが国道に沿って散在している。

高松山

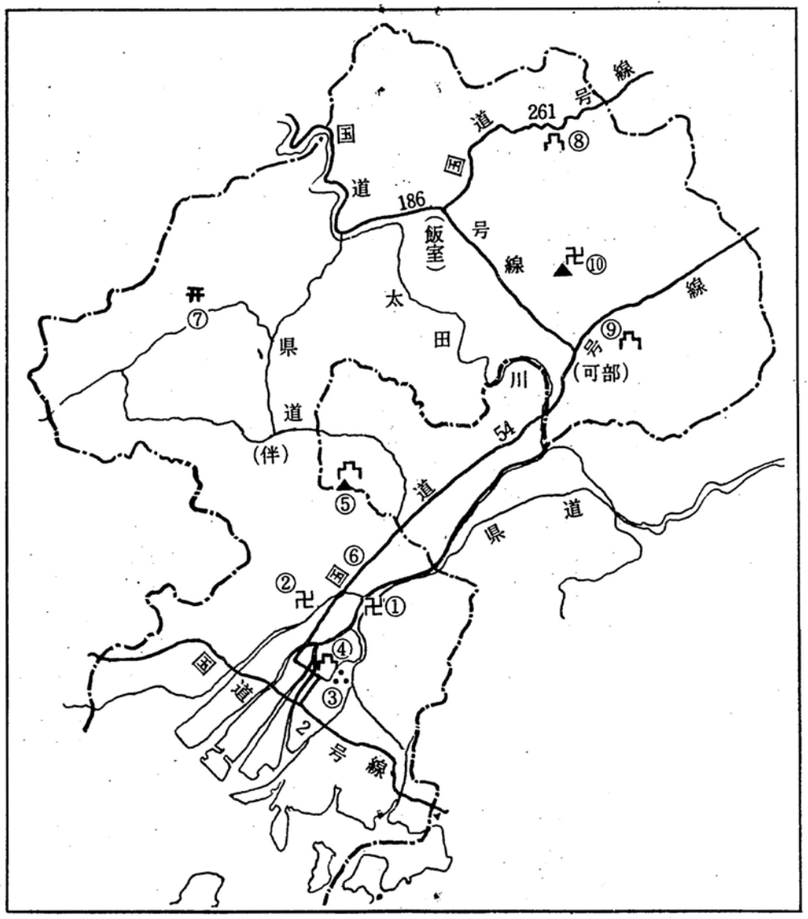

⑩ 福王寺

古い可部の町並みの西北にそびえるのが、標高五百一㍍の福王寺山で、その頂上近く、巨大な老杉や老松が天をおおい、昼なお暗い中に福王寺がある。

現在は、福王寺南側の大毛寺方面から頂山近くまで自動車があがれる林道があるので、比較的楽に登ることができる。

福王寺は、天長五年（八二九）空海の開基と伝えられ、仁王像のある山門をくぐり抜け、急な石段をのぼると、右にみごとな五本の大杉が並んでいる。その奥にあるのが本堂で、なかにはヒノキの立ち木を刻んだ不動明王立像がある。

不動明王立像（ふどうみょうおうりつぞう）（県重要文化財）

本尊の高さは三㍍余りで、一木造りの立ち木仏である。立ち木仏とはいうものの、このように根のついた自然のままのものはまれで山上の湿木に仏像をほりつける信仰の行なわれた藤原時代か鎌倉時代の作と思われる。

金銅五鈷杵（こんどうごこしょ）（県重要文化財）

修法の用具で、長さ二十三・五センチ㍍の量感豊かなものである

木造不動明王立像

広島のあゆみ

先史時代		300年頃	このころから広島地方も大和朝廷の治下にはいる。
奈良時代	宝亀11	780	牛田庄、大和国西大寺の庄園となる。
平安時代	久安2	1146	平清盛、安芸守に任ぜられる。
鎌倉時代	承久3	1221	承久の変、このときの功績により、武蔵国の熊谷氏、三入庄の地頭職に任ぜられる。
		1300年頃	武田信宗、安芸守護として銀山城を築き、本拠を置く。
室町時代		1400年頃	太田川三角洲に五つの寒村（五か村）が生まれた。
	天文10	1541	銀山城、大内氏の命を受けた毛利氏らによって落城し、武田氏滅亡。
	天文11	1542	横山右馬之助、大内氏の命により関ヶ城を築く。
	天文22	1553	毛利元就、平賀広相に五か村を預ける。
	弘治元	1555	厳島合戦の勝者毛利元就、西国のは権をにぎる。
	弘治3	1557	関ヶ城、毛利氏らのために落城
安土・桃山時代	天正17	1589	毛利輝元、五か村を広島と命名し、広島城の築城を始める。
	天正19	1591	広島城がほぼ完成し、輝元入城する。三入庄、熊谷氏も輝元に従って入城。
	文禄3	1594	恵瓊、広島の中央に新安国寺（国泰寺）を創建，また、このころ不動院楼門が建立された。
江戸時代	慶長5	1600	関が原役により、輝元、長門の萩に移封される。
	慶長6	1601	福島正則、安芸・備後2国の領主として広島に入城。
	元和5	1619	福島氏、城の無断修理を理由に川中島へ移され、かわって和歌山城主浅野長晟、安芸全国と備後8郡（42万5,500石）を与えられ、広島城へ入城，以後12代250年 浅野氏の藩政が続き、明治維新を迎えた。

文化財とは……

ここでいう文化財とは、文化的遺産ということですが、具体的には一体どのようなものをいうのでしょうか。

一般には、歴史上の遺跡とか、建物であるとか、美術工芸品のような形のあるものが浮かんでくると思いますが、そのほか、伝統的な芸能や工芸技術のように、わざによって伝承されてきたもの、あるいはまた衣食住のような日常的な慣習やその用具なども含まれます。

もちろん、文化財と呼ぶからには、それらが歴史上、芸術上、学術上など、何らかの文化的な価値のあるものでなければなりません。

文化財には、このようにいろいろな種類のものがありますが、つぎのように分類して考えるとよいと思います。

なお、県や市でも、国の分類に準じて取り扱っています。

文化財	（区分）	（種類）	（指定）	（特別指定）
	有形文化財	建造物	重要文化財	国宝
		美術工芸品		
		考古資料		
	無形文化財	芸能	重要無形文化財	
		工芸技術		
	民族資料	（有形のもの）	重要民族資料	
	記念物	遺跡	史跡	特別史跡
		名勝地	名勝	特別名勝
		動物・植物・地質鉱物	天然記念物	特別天然記念物

文化財の保護はなぜ必要か

文化財を守ることは国民の義務

文化財はなぜたいせつにしなければならないのでしょうか。それは文化財が人間の心を豊かにし、精神を向上させるものであり、人間形成の上で必要なものであるばかりでなく、わが国の歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、そして、将来の進歩発展の基礎をなすものであるからです。

ところで、文化財は、その所有権から見れば、所有者の財産であることにはちがいありませんがそれは現在、たまたまその人が所有しているということであって、そもそもは、わたくしたち日本人の祖先がこれを作り、これを守りそして、今日に伝えてきたものです。文化財が国民的な財産であるといわれる理由の一つはここにあります。文化財が国にとってかけがえのない財産であるという意味から、文化財を守ることは、国民の義務であるといえるでしょう。

まず、よく理解すること

それでは、わたくしたちはどのような態度で文化財に接したらよいのでしょうか。

まず第一に、文化財をよく理解することです。自分たちの郷土にどのような文化財があるか、また日本にはどのような文化財があるか、それを知ることが必要です。

たいせつに保存する心構えを

つぎに、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚して、これを公共のためにたいせつに保存する心構えをもつことです。そのためには、文化財を傷つけたり、よごしたりしないことはもちろん、みんなで協力して、組織的な愛護活動をすすめることが必要です。

会と催し

文化財めぐり

とき／十一月二十二日（水）午前九時から午後三時まで。
コース／頼山陽居室跡、三滝寺、新庄の宮社叢、不動院、浅野家の墓地、広島城（変更もありうる）
募集人員／百名。
集合時間と場所／午前八時四十五分までに、市役所前広場に集合。
申込み方法／十一月十一日（土）までに、往復ハガキで、「文化財めぐり申込み」として、住所、氏名（ふりがな）年齢、性別、電話番号を記入して申し込む（ハガキ一枚につき一名）なお、申込み多数のときは抽せんで決定します。
申込み先／市役所広報課（〒七三〇 国泰寺町一丁目六―三四）
参加費／不用。
携行品／昼食、嗜好品、雨具などその他／①当日は市教育委員会社会教育課の職員が説明員として同行します②小雨の場合でも行ないます。
くわしいことは、市役所広報課（☎四五―二一一一内線二二九・八四二）へおたずねください。

市民ハイキング

目的地／宮島町弥山（家族向き）
とき／十一月十九日（日）雨天の場合は二十六日（日）
集合時間と場所／午前八時三十分から同五十分までに広電西広島駅に集合。
申込み方法／十一月十八日（土）までに、官製ハガキで「第一五三回市民ハイキング申込み」として住所、氏名（ふりがなをつける）年齢、性別、職業か学校名、連絡先電話番号を記入して申し込む。
申込み先／市教育委員会保健体育課（〒七三〇 国泰寺町一丁目六―三四）
参加費／不用（交通費は各自負担すること）
携行品／昼食、嗜好品、水筒、タオル、雨具など。
このほか、雨天の場合の決行の可否など、くわしいことは、同課（☎四五―二一一一内線四〇一）へお問い合わせください。

市民サイクリング

目的地／太田川放水路 安佐大橋（家族向き）
とき／十一月十二日（日）雨天の場合は十九日（日）
集合時間と場所／午前九時までに市役所前広場に集合。
申込み方法／十一月十日（金）までに、官製ハガキで、「第八〇回市民サイクリング申込み」として住所、氏名（ふりがなをつける）年齢、性別、職業か学校名、連絡先電話番号を記入して申し込む。
申込み先／広島県サイクリング協会（〒七三〇 東平塚町一〇―一〇 ☎四三―〇二二六）
参加費／不用。
携行品／昼食、嗜好品、水筒、タオル、雨具など。
このほか、くわしいことは、市教育委員会保健体育課（☎四五―二一一一内線六四一）へお問い合わせください。

広島市政と市民

11月15日号 No 429

人口と世帯

人口	654,384
男	325,582
女	328,802
世帯数	234,217

（昭和47年9月30日現在）

のびのびと、すこやかに

児童館で楽しい遊び

マンガにくい入る子どもたち ―― 図書室で

豆選手は直剣そのもの 遊戯室で ――

美技？を見守る腕白坊主たち ―― 遊戯室で

児童館は、地域における児童の遊びのセンターとして、健全で楽しい遊び場を与え、健康と豊かな情操を育てることを目的とした施設です。児童館では、指導員により健全な遊びの指導や、クラブ活動・レクリェーション活動の指導などを行なっています。

現在、活動している児童館は、◇竹屋（竹屋小学校内）◇東雲（東雲本町公園内）◇宇品東（宇品東小学校内）◇草津（草津保育園二階）◇皆実（皆実保育園二階）◇舟入（舟入公園内）◇吉島（吉島小学校内）◇宇品（宇品小学校内）の八館です。建設中のものとしては、江波と南観音の二館があります。内部には、遊戯室、図書室、集会室、静養室などの部屋があり、遊戯室には、卓球台、マット、輪投げ、積木、紙芝居などの遊び道具を備えています。

このように、児童館は、近所の児童が気軽に利用できるようになっています。

■開館時間／◇平日＝午後十二時半から同六時まで◇日曜日＝午前十時から午後四時まで■休館日／祝日、八月六日、十二月二十九日から一月三日まで■利用できる人／一般児童

市民のしおり ⑥

市民税 ―その一―

市民税は①毎年一月一日現在で市内に住み、前年中に所得のあった人や②市内に住んでいなくても市内に事務所や事業所をもっている人が納めなければならない税金です。

市民税の申告

給料から、直接、市民税を引かれている給与所得者や、税務署に確定申告をした人は、申告をする必要はありませんが、それ以外の所得のある人は、毎年二月十六日から三月十五日までに、申告をしなければなりません。

申告をするときには前年中（一月から十二月まで）の収入、支出があきらかにできるもの――たとえば、給与明細書、収入計算書、現金出納帳、売掛帳などが必要です。

証明

市民税課では、つぎの証明書を発行しています。希望者は印鑑と手数料（一通につき五十円）を持って、市民税課か各支所税務課へおいでください。

◇所得証明書（本人と家族のもの）
◇課税証明書。
◇所得証明と課税証明を合わせた証明書。

市民税の計算のしかた、市民税の減額や免除の制度などは十二月十五日号で紹介します。市民税のお問い合わせは、市役所市民税課（電四五―二一一一内線二六一）か各支所税務課へお願いします。

編集・発行／広島市秘書室広報課（電話代表45―2111） 印刷／文化印刷株式会社 発行日／昭和47年11月15日

青少年のすこやかな育成を

メイン・ロッジに通ずるキャンプ場の入口。

第一キャンプ場で、テントを張る青少年たち。

開館一周年を迎えた青少年野外活動センター

澄みきった空。赤や黄に紅葉した山々。日ねもす鳴く野鳥…。高原の自然は、日々息づいています。

開館一周年を迎えた広島市青少年野外活動センターは、青少年をすこやかに育てる場として、また、市民のみなさんの憩いの場として最適な環境になりました。

ここでは、センターの目的や施設のあらまし、将来計画などをご紹介しましょう。

1,000人が同時に利用できます スケールの大きな宿泊施設

はみだしちゃってザンネン……
ゲームを楽しむ青少年たち。

安佐町の北部、牛頭山（標高六百八十九㍍）のふもとに、昨年十一月一日開館した青少年野外活動センターは、市民のみなさんや、青少年たちにあたたかく迎えられ親しまれてきました。

週末には、樹々のあいだから、野鳥のさえずりとともに、青少年たちの歓声が聞こえてきます。

この一年間、小中学生、高校・大学生、子ども会、会社員、勤労青少年、婦人会、老人クラブ、家族づれなど、さまざまな人々が、キャンプ、登山、オリエンテーリング、レクリエーション、研修会憩いなどでこのセンターを利用され、それぞれ思い出多いひとときを過されました。その数は、延べ二万人を越えました。

豊かな人間性を養う場

センターの目的

青少年が、勉強や仕事の余暇をいかに過ごすかということは、大事な問題です。

市では、青少年が余暇を、緑に囲まれた自然の中で、集団生活をとおして、責任、規律、協調性などを身につけ、豊かな人間性を養うことができる場として、このセンターを建設しました。

本館やキャンプ場など

センターの施設

この野外活動センターは、総建設事業費約四億円で、四十五年度から四十八年度までの四か年計画で継続して建設を進めています。

ことしは、その三年目に当たりますが、現在までにできあがった施設はつぎのとおりです。

青空と緑につつまれた小高いところにある本館

①本館（鉄筋コンクリート三階建て二百七十名収容）＝食堂、浴室、研修室、ホール、診療室、宿泊室などがあります。

②第一キャンプ場＝◇テントプレス（百四十四名収容）◇仮設テント（百五十名収容）◇水場◇炊飯場◇便所◇広場（三千平方㍍）

③メイン・ロッジ（キャンプ場本部）＝指導者室（和室、事務室シャワー室、炊事場、広間、倉庫など）メイン・ロッジは、景観のよい丘に建てられ、キャンプ場本部として、また、避難場所としても利用できます。

さらに、来年の三月までに、民間から寄贈された西川ロッジ（和室）が完成しますし、本館の周囲には、花や木、芝ふなどが植えられる予定です。

体育館やサイクリング道路など

センターの将来計画

これからは、いままでの施設のほか、キャンプ場三か所、体育館サイクリング道路など、青少年の体力づくりや団体生活に必要ないろんな施設がつくられます。

全体が完成すれば、約千人の青少年が同時に利用できる、スケールの大きいセンターになります。

野外活動センターを建設するため、これまでに使った費用は、市費一億五千万円のほか、日本自転車振興会から約六千万円余りの補助を受けるなど、各界から、青少年のためにあたたかい援助を受けています。

このセンターは、年々、施設も充実し、青少年をすこやかに育てる場として、これからもその役割りを果たしていくことが大いに期待されます。

センターの利用方法

▪生活時間◇朝食＝午前七時半から同九時まで◇昼食＝正午から午後一時半まで◇入浴＝午後四時から同八時まで◇夕食＝午後五時から同六時半まで◇消灯＝午後十時。

▪利用できる人◇児童・生徒・学生のグループ◇勤労青少年のグループ◇家族◇各種の研修会◇その他。

▪利用の申し込み方法◇申込書に使用料を添えて、青少年野外活動センター（〒七三一―一二安佐町大字小河内字一面五一三五）へ申し込んでください。

▪使用料（一人一泊の料金）

本館		
種別	生徒	一般
宿泊料 シーツ代共	二百円	四百円
暖房料（冬期だけ）	百円	百円
食事（三食）	五百円	五百円

キャンプ場		
テント借用料（日帰り）（一人分）	生徒	一般
テント宿泊料（一人分）	生徒	一般
三十円	五十円	百円
	百円	百五十円

そのほか、利用のしかたなど、くわしいことは、青少年野外活動センター（☎鈴張局六七）へお問い合わせください。

公有地の拡大の推進に関する法律

12月1日から適用

都道府県や市町村などが、公共の目的のために必要な土地を計画的に、先買いできるという趣旨の「公有地の拡大の推進に関する法律」がことしの六月にできました。

これは、市街化区域内で適用されます。

住みよい町づくりを進めていくためには、道路、公園などをつくるための公共用地が必要です。

しかし、最近、急激な都市化の現象で、地価が高騰していますので、市や県が、住宅用地をはじめ公共用地を確保することがむずかしく、都市を計画的に整備することが困難になってきています。

そこで、市街地の整備を積極的に進めるため、市街化区域内では、市や県が民間の業者より先に、土地を買い入れることができるようにと、「公有地の拡大の推進に関する法律」が、ことしの六月に公布されました。

これは、公有地を計画的に広げ都市を秩序だって発展させるために、市や県などに権限をもたせたものです。

この法律の中で、市民のみなさんが、届け出なければならなくなったことがありますので、そのおもな内容をご紹介しましょう

市街化区域内で土地を売るときは届け出てください

▪土地を売ろうとするときは届け出なければなりません。

市街化区域内で、三百平方㍍以上の土地で、つぎの土地を売ろうとするときは、市をとおして県へ届け出なければなりません。

◇届け出なければならない土地＝①市や県が、道路や公園、学校などとして計画し、決定している土地②市や県が、新しく市街地をつくる計画をし、決定している土地③その他の土地で、面積が二千平方㍍以上の土地。

◇届け出る必要のない土地＝①国や県、市などに売ろうとする土地②都市計画事業のために売ろうとする土地。

▪税金の控除があります。

届け出られた土地を、市や県などが買いあげた場合、三百万円の譲渡所得が特別控除されます。

▪市や県に土地を買ってもらいたいときは申し出てください。

市街化区域内で、三百平方㍍以上で、届け出の対象にならない土地を買ってもらいたいときは、市をとおして県へ申し出てください

▪土地の買い取りの協議をします

県は、届け出や申し出があった場合、市や県などが買いあげる意思がないときは、すぐ本人に通知し、買いあげる意思があるときは四週間以内に買いあげるかどうかを決定します。

この協議の結果が決まるまで、他の人に売ることはできません。

▪届け出や買い取りの申し出の事務を取り扱う市役所の窓口は都市計画課です。

この届け出や買い取りの申し出の制度は、十二月一日から受け付けます。

この届け出を怠ったり、法律に違反したりすると過料に処せられますからご注意ください。

この法律のくわしいことは、市役所都市計画課（☎四五―二一一一内線四七六）へおたずねください。

寝たきり老人はお見舞金の申し出を

市では、寝たきり老人に見舞金をさしあげています。

11月末日までに、満70歳以上になる市民で、居宅において引き続き1年以上寝たきりで、常時介護を必要としている人に、12月末までに、2,000円をおくります。

該当される人は、①見舞金申請書（用紙は市役所老人福祉課と各支所にある）②住民票③医師の診断書か民生委員の証明書――を、11月末日までに、老人福祉課か各支所・出張所へ出してください。

すでに申請されている人には市役所から現況届けを送りますから、必要事項を記入して、老人福祉課（〒730 国泰寺町一丁目6―34）へ郵送してください

くわしいことは、老人福祉課（☎45―2111内線873・258）へお問い合わせください。

年末融資はお早めに

融資額／500万円以内。
利率／年7.7%。
期間／◇運転資金＝5年◇設備資金＝7年。

現在、融資を受けていても、重複してご利用できます。また保証人、担保などは、できるだけ便宜をはかります。

くわしいことは、国民金融公庫広島支店（国泰寺町二丁目3―20☎41―2231）へおたずねください。

経営改善のために企業診断

市の経営コンサルタントが中小企業の経営の近代化、合理化体質改善のためのご相談に応じます。

診断の種類／工場診断、商店診断、商店街診断、業界診断、系列診断、広域診断など。

診断の方法／①予備診断（経営者に会い、問題点をつかむ）②本診断（問題点に従って、くわしく調査や分析をする）③報告（診断の結果をまとめ、説明をする）

所要日数／2日間程度。

申し込み先／市役所商工相談課

診断料／無料。

診断に当たっては、秘密を厳守します。税金には一切関係ありません。くわしいことは、同課（☎45―2111 内線336）まで

恐しいビル火災

消防・避難設備の総点検を

十一月二十六日から「秋の火災予防運動」

「猛炎の中、逃げまどう人影」「苦しい！つぎつぎ死のダイブ」「道路、みるみる血に」「恐怖にひきつる顔・顔」「こみあげる怒り、炎と煙、一瞬の地獄ビル」

これは、去る五月十三日、死者百十七人、重軽傷者四十九人を数え、わが国のビル火災史上最大の犠牲を出した大阪千日ビル火災の惨状を伝える新聞の見出しです。

最近、生活様式の変化に伴って便利にはなりましたが、反面、いったん火事になると、予想もつかない大惨事をひき起こしているのが各地の火災の実状です。

千日ビル火災の場合、予想外に犠牲を大きくした原因は、①誘導の不徹底②避難用階段の不備③救助袋使用の訓練不足――など、防火避難体制の不備と新建材から発生する有毒ガスのためであったといわれています。

十一月二十六日から十二月二日までの一週間は、「秋の火災予防運動」が展開されます。これから冬に向かって、火事の多くなる季節です。消防局では、この運動をきっかけに、各家庭、町内会、職場、ビルなどを対象に、避難訓練防火の話し合いなどを徹底し、この冬の火災を一件でも少なくしたいと考えています。

とくに、ことしは、この千日ビル火災の大きな犠牲をふまえ、百貨店、マーケット、旅館、ホテル、事務所など、多数の人が出入りする場所では、安全避難――①避難路の確保②避難誘導の徹底③避難訓練の実施④消防・避難設備の総点検――を重点的に行ないます。

家庭では、①避難路の確保②タバコの投げ捨て・寝タバコの防止――などを重点的に行ないます。

消防局では、市民のみなさんと協力して、市民のみなさんの人命財産を火災から守ってゆくために相談を受けています。もよりの消防署へご相談ください。

◇移動防火相談所／各地域に出向いて、防火パネルの展示、消火実験、防火相談を行ないます。くわしいことは、もよりの消防署におたずねください。

会と催し

計量器定期検査

◇十一月十五日＝青崎小◇十六日＝農林省広島食糧事務所◇十七二十四日＝荒神町小◇二十・二十一・二十二日＝あそか幼稚園◇二十七日＝二葉の里三丁目国鉄アパート内遊園地◇二十八日＝尾長小◇二十九日＝矢賀小◇二十九日＝中山保育園◇三十日＝戸坂小◇十二月一日＝牛田小。

受付けは、午前九時半から午後三時半まで。雨天でも行ないます

年末調整説明会

▽東税務署管内／十一月二十日から二十四日まで▽南税務署管内／二十七日と二十八日▽西税務署管内／十二月四日から八日まで。いずれも市役所三階講堂で▽可部税務署管内／◇祇園町＝十一月二十九日祇園公民館で◇沼田・安佐町＝三十日安古市公民館で◇可部町＝十二月一日広島信用金庫可部支店で◇安佐町＝十二月一日広島信用金庫可部支店で。

時間など、くわしいことは、各税務署か市役所市民税課（☎四五―二一一一内線二六二）へお問い合わせください。

登記や人権などの講演と相談会

みなさんの身近な法律問題を取りあげた講演を行ない、相談を受けます。

とき／十一月二十一日（火）◇講演＝午前九時から午後四時まで◇相談＝午前九時半から午後四時まで。

ところ／広島信用金庫八丁堀支店（立町一―二四）四階会議室。

主催／広島法務局。

市民講座

講座内容／①北京以後の日本とアジア◇講師＝新見愛氏（中国新聞社論説委員）ほか②法と人権◇講師＝岡田俊男氏（弁護士）ほか。

期間／十一月二十七日（月）から十二月一日（金）までの五日間。

時間／午後六時から同八時まで。

場所／中央公民館。

申込資格／市内に在住し、勤務先のある二十歳以上の人であること

募集人員／両講座とも五十名まで

申込み方法／十一月十九日（木）までに、往復ハガキで、希望講座名、住所、氏名、年齢を記入して中央公民館市民講座係（〒七三〇基町五―九四）へ申し込む。

くわしいことは、同公民館（☎二一―五九四三）へお問い合わせください。

社会福祉事業のためのチャリティ・ショー

広島中央ライオンズクラブでは他の七つのライオンズクラブの協力を得て、チャリティ・ショーを催します。絵画、手芸品、書画などの売りあげ金は、市の社会福祉事業のために寄付されることになっています。

とき／十二月九日から十四日まで

ところ／ギャラリー・ヨコタ（立町二―六）

研修プログラム実習講座

十一月二十八日から十二月一日まで、江田島青年の家で開かれます。くわしいことは、同所（☎江田島二―〇六六〇）まで。

募集

市役所臨時職員

職務内容／本庁市民税課で市・県民税基本台帳の書きかえ。

募集人員／十名。

応募資格／十八歳から四十五歳までの心身ともに健康な人。

期間／十二月二十七日まで。

希望者は、履歴書をもって、市役所人事課（☎四五―二一一一内線五二四）へおいでください。

計量事務受託者

職務内容／水道メータの検計業務

募集人員／女子若干名。

応募資格／①心身ともに健康な満二十五歳以上の女子②連帯保証人二名と保証金一万円を預託できる人。待遇／①月額約四万円②奨励金年二回支給③その他、手数料支給制度があります。

受付け期間と場所／十一月十五日から十一月二十日まで、水道局料金課（基町九―三二）で受け付けます。

提出書類など、くわしいことは水道局料金課（☎二一―四二一一内線二三五）へおたずねください

選挙管理委員会臨時職員

職務内容／選挙事務の補助作業。

募集人員／二十名。

応募資格／十八歳から四十五歳までの心身ともに健康な人。

期間／十一月十六日から約一か月間。

日給／一、一五〇円。

応募方法／希望者は、履歴書をもって、市選挙管理委員会事務局庶務課（☎四五―二一一一内線四一〇）へおいでください。

二十歳の直言

主題／成人の日を迎えるにあたっての感想。

応募資格／昭和二十八年生まれの広島市民であること。

応募方法／四百字詰め原稿用紙五枚以内にまとめ、住所、氏名、生年月日、年齢、職業（学校名）を記入して、十一月末までに市教育委員会社会教育課（〒七三〇国泰寺町一丁目六―三四）へ郵送。

くわしいことは、同課（☎四五―二一一一内線三九八）へおたずねください。

市営店舗

店舗名／戸坂百田店舗（戸坂町二〇〇―七七）＝住宅付き。

募集業種と戸数／軽飲食業の一戸

受付け期間／十一月二十日（月）から二十二日（水）まで。

受付け時間／午前九時から午後五時まで。

受付け場所／市役所住宅管理課。

申込み資格や手続きなど、くわしいことは、同課（☎四五―二一一一内線四九二）へお問い合わせください。

健康で幸せに

定期予防接種

沼田・安佐・可部・祇園町

期間／四十八年三月十二日まで。

種別と対象者／つぎの表のとおり

料金／無料。

持参するもの／予防接種通知書と母子健康手帳。

場所／沼田町◇種痘二・三期（十一月十四日＝戸山小　二十日＝伴小）◇混合一・二期（二十二日＝沼田支所　二十八日＝戸山連絡所）安佐町◇混合一・二期（十六日＝久地小　十七日＝飯室小　十八日＝河野診療所　二十日＝鈴張保育園　二十一日＝日浦小、日浦西小）可部町◇種痘一期（二十日＝三入小）祇園町◇混合一・二期・ジフテリア三・四期（二十八日＝祇園小　二十九日＝長束小　三十日＝原小）

その他の地区は、来年三月までに順次、接種しますので、お近くの接種場所でお受けください。

種別		対象者
混合一期	ジフテリア・百日せき・破傷風	四十七年七月三十一日までに生まれた乳児
混合二期	ジフテリア・百日せき・破傷風	混合一期を接種して一年を経過した幼児
ジフテリア三期		四十一年四月二日から四十二年四月一日までに生まれた幼児
ジフテリア四期		三十五年四月二日から三十六年四月一日までに生まれた児童
種痘一期		四十七年四月三十日までに生まれた乳幼児
種痘二期		四十一年四月二日から四十二年四月一日までに生まれた幼児
種痘三期		三十五年四月二日から三十六年四月一日までに生まれた児童

被爆者子宮ガン検診

とき／十一月二十二日（水）午後一時から同二時半まで。

ところ／広島医師会館（観音本町一丁目）

申込み方法／原爆手帳と印鑑をもって、原爆センター（市役所北隣り）受付けへ申し込む。

検診人員／四十名まで。

くわしいことは、原爆センター健康管理係（☎四三―二四五一内線二〇）へお問い合わせください

被爆者健診

出張健診／◇十一月二十・二十一・二十二日＝青崎小◇二十四・二十七日＝大州小◇二十八・二十九日＝荒神町小◇三十日・十二月一・四日＝大芝小。

原爆センター健診／◇十一月十七・二十・二十一・二十二・二十四日＝袋町学区◇二十七・二十八・二十九・三十日・十二月一・四・五日＝中島学区。

インフルエンザ予防接種（可部町）

◇亀山小＝十二月六日と十三日◇河戸会館＝七日と十四日◇可部支所＝八日と十五日。

料金は実費がいります。この予防注射は二回接種してください。